



宮 崎 県 公 報

平成31年1月28日 (月曜日) 第 3067 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

告 示

- 歳入の徴収の事務の委託…………… (中山間・地域課) 1
- 宮崎県国民健康保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例第7条、第11条及び第15条の規定に基づき知事が定める数…………… (国民健康保険課) 1
- 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第9条第8項、第10条第6項及び第11条第6項の規定に基づき知事が定める数…………… (“) 1

頁

- 指定居宅サービス事業者の指定の一部の効力の停止…………… (長寿介護課) 1
- 有害興行の指定…………… (こども家庭課) 2
- 民有林の保安林の指定予定…………… (自然環境課) 2
- 保安林の指定予定の通知 (3件) …………… (“) 2
- 道路の区域の変更 (2件) …………… (道路保全課) 3
- 道路の供用の開始 (2件) …………… (“) 3

公 告

- 公共測量の実施の通知…………… (管理課) 4
- 開発行為に関する工事の完了…………… (建築住宅課) 4
- 病院局公告**
- 落札者等の公告…………… 4

告 示

宮崎県告示第50号

地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第 158条第 1 項の規定により、歳入の徴収の事務を次のとおり委託した。

平成31年1月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

委託した徴収 (収 納) 事務	委 託 先	委 託 期 間
地域総合整備資金の貸付に係る償還金の徴収事務	一般財団法人 地域総合整備財 団	平成31年1月10日から 平成32年1月9日まで

宮崎県告示第51号

宮崎県国民健康保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例 (平成29年宮崎県条例第38号) 第7条、第11条及び第15条の規定に基づき、知事が定める数を次のように定め、平成31年度分の国民健康保険事業費納付金から適用する。

なお、宮崎県国民健康保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例第7条、第11条及び第15条の規定に基づき知事が定める数 (平成30年宮崎県告示第 239号) は、平成31年3月31日限り、廃止する。

平成31年1月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 宮崎県国民健康保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例 (以下「条例」という。) 第7条の知事が定める数は、0.7727295532200とする。
- 2 条例第11条の知事が定める数は、0.7828862610372とする。
- 3 条例第15条の知事が定める数は、0.8418090414425とする。

宮崎県告示第52号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令 (昭和34年政令第41号) 第9条第8項、第10条第6項及び第11条第6項の規定に基づき、知事が定める数を次のように定め、平成31年度分の国民健康保険事業費納付金から適用する。

なお、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令第2条による改正後の国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第9条第8項、第10条第6項及び第11条第6項の規定に基づき知事が定める数 (平成30年宮崎県告示第 241号) は、平成31年3月31日限り、廃止する。

平成31年1月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令 (以下「算定政令」という。) 第9条第8項の知事が定める数は、0.9451714325391とする。
- 2 算定政令第10条第6項の知事が定める数は、0.9999999982013とする。
- 3 算定政令第11条第6項の知事が定める数は、0.9999999958869とする。

宮崎県告示第53号

介護保険法 (平成9年法律第 123号) 第77条第1項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定の一部の効力を停止した。

平成31年1月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介護保 険事業 所番号	指定居宅サービ ス 業 所		指定居宅サービ ス 業 者		効力停止の 内容	効力停止の 期間	サービ スの 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地			
4570203903	デイサービスセ ンターかなだ	宮崎県都城市金 田町2538番地 1	株式会社ケアサ ポート都城	宮崎県都城市金 田町2538番地 1	6 か月間の新規 利用受入停止及 び 6 か月間の介 護報酬の請求上 限 7 割 (報酬の 3 割減額)	平成31年 2 月 1 日から平成31年 7 月31日まで	通所介護
4570202988	デイサービスセ ンター志比田の 里	宮崎県都城市志 比田町7389番地	株式会社都城ケ アサービス	宮崎県都城市志 比田町7389番地	6 か月間の新規 利用受入停止及 び 6 か月間の介 護報酬の請求上 限 7 割 (報酬の 3 割減額)	平成31年 2 月 1 日から平成31年 7 月31日まで	通所介護

宮崎県告示第54号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例（昭和52年宮崎県条例第27号）第14条第1項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定した。

平成31年 1 月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定番号	種類	題 名	製作・配給会社名	指定年月日
30年-49	映画	火口のふたり	ステューディオスリー、VAP 、ファントム・フィルム <ファントム・フィルム>	平成31年 1 月21日
30年-50	映画	師匠の女将さん いじりいじられ	工藤組 <オーピー映画>	
30年-51	映画	手ごめにされた新妻 夫と義父と・・・	深町組 <新東宝映画>	
30年-52	映画	かちんこ！平成任侠外伝	清水組 <オーピー映画>	
30年-53	映画	豊満OL 寝取られ人事	関根組 <オーピー映画>	
指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。			

宮崎県告示第55号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成31年 1 月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡美郷町北郷入下字黒瀬 1-1、4-1、16-3、字下タノ原 292
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第56号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成31年 1 月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡美郷町南郷鬼神野字月井谷1279-8、1279-18、1281-1、1281-3、字岩原1297-1、1297-4、1304、1305、1306-5から1306-7まで、1307、1308、1310-1、1310-3

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第57号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成31年1月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字七折字下中園4783-1、4783-3、4784、4788-1、4789、4791-1、4791-4、4791-6、4793-1、4793-2、4793-9、4793-11、4793-13から4793-23まで、4793-26から4793-32まで、4793-34から4793-39まで、4793-43から4793-60まで、4793-62

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第58号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成31年1月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡五ヶ瀬町大字桑野内字栗ノ谷2082、2087、2089から2099まで、2100-1、2101-1、2102、2103-1、2104、2106-1、2106-2、2109、2116

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢

以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに五ヶ瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第59号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成31年1月28日から同年2月11日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成31年1月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
30	県道	えびの高原小田線	えびの市大字末永満谷国 有林3058 林班り小班 から同市同 大字満谷国 有林3058林 班ち小班ま で	旧	6.8~ 12.9	629.2
				新	8.4~ 17.7	629.2

宮崎県告示第60号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成31年1月28日から同年2月11日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成31年1月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
205	県道	向山日之影線	西臼杵郡日之影町大字岩井川字小原 845番24地先から同郡同町同大字同字 845番24地先まで	旧	6.2~ 8.7	16.0
				新	10.3~ 11.6	16.0

宮崎県告示第61号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成31年1月28日から同年2月11日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成31年1月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
30	県道	えびの 高原小 田線	えびの市大 字末永満谷 国有林3058 林班り小班 から同市同 大字満谷国 有林3058林 班り小班ま で	平成31年1月28日

宮崎県告示第62号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成31年1月28日から同年2月11日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成31年1月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
205	県道	向山日 之影線	西臼杵郡日 之影町大字 岩井川字小 原 845番24 地先から同 郡同町同大 字同字 845 番24地先ま で	平成31年1月28日

公 告

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、宮崎市長から次のとおり通知があった。

平成31年1月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類
公共測量（目的：道路計画）
MMSによる画像データ・レーザ点群データ計測
- 2 作業地域

宮崎市内一円

3 作業期間

平成30年12月26日から平成31年3月15日まで

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は完了した。

平成31年1月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び名称
児湯郡高鍋町大字南高鍋字式本松 10776外21筆、10744-1の一部、10766-2の一部、10775-1の一部、10802の一部、10833の一部、10834の一部、10878-1の一部、字高岡 11471外 135筆、11484の一部、11515の一部、11516の一部、11517-2の一部、11518の一部	児湯郡高鍋町大字上江8437番地 高鍋町長 黒木 敏之

病院局公告

落札者等の公告

随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成31年1月28日

県立延岡病院長 柳 邊 安 秀

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
循環器動画像ネットワークシステム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
県立延岡病院医事・経営企画課財務担当
延岡市新小路2丁目1番地10
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成30年12月19日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
グッドウィル株式会社
延岡市恒富町3丁目6番地5
- 5 随意契約に係る契約金額
51,489,000円
- 6 一般競争入札の公告を行った日
平成30年11月8日
- 7 随意契約によった理由
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第8号に該当